

幼稚園・認定こども園の「預かり保育」をご利用の皆様へ

無償化の対象となるサービスを利用した場合、保護者の皆様が支払った利用料のうち、無償化となる費用（施設等利用費）を新潟市からお支払いします。

施設等利用費の給付を受けるには、新潟市への請求手続きが必要です。

1 対象者

以下の（１）・（２）をいずれも満たす方が対象となります。

（１）子育てのための施設等利用給付認定の「新２号・新３号認定」を受けている方

◆ 新１号認定を受けている方や、認定を受けていない方、認定有効期間が満了となった方は、預かり保育の利用料が無償化の対象となりません。

（２）幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用し、利用料を施設に支払った方

※ 預かり保育とは…教育時間の前後や夏休み等の園の休業日に、幼稚園・認定こども園が園児をお預かりする事業です。

※ 幼稚園・認定こども園の教育時間の保育料については、請求の手続きは必要ありません。

※ 通園送迎費、食材料費、行事費、キャンセル料等は、無償化の対象となりません。

2 手続きの流れ

在園施設を通じて新潟市へ申請してください。

3 支払いスケジュール

市への請求書提出期限 ^{※1}	支給日
毎月 5 日 (5 日が閉庁日の場合は翌営業日)	請求書提出の翌月 15 日 ^{※2} (15 日が閉庁日の場合は翌営業日)

※1 請求する権利は、施設・事業の利用月の翌月 1 日から 2 年を経過すると、時効により消滅しますのでご注意ください。

※2 書類の不備などにより、支払いが後の月に遅れる場合があります。請求内容に不備がある場合は新潟市から施設経由または電話によりご連絡する場合があります。

4 提出書類

請求に際しては、以下の書類を提出して下さい。

①	施設等利用費請求書 A	在園施設または市ホームページで入手可能です
②	特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書 (もしくは特定子ども・子育て支援提供証明書と施設独自の領収書)	施設が発行するものを添付してください
③	口座情報が確認できる書類の写し	通帳またはキャッシュカードの写しなど、金融機関名、名義人、口座番号が確認できるもの

※①・②は必ず提出が必要です。③の書類は初めて施設等利用費を請求する場合、もしくはいままでの振込先口座を変更したい場合に提出してください。

5 記載例

(表面)

新潟市長宛

令和8年10月以降 利用分
請求日: ○ 年 ○ 月 ○ 日

施設等利用費請求書 A (償還払い用)
幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園の預かり保育事業等の施設等利用費
【令和 ○ 年 ○ 月 ~ 令和 ○ 年 ○ 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求します。
で、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、新潟市内に居住していることを新潟市が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることを新潟市が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払い状況を新潟市が対象施設に確認すること。
- 課税状況を新潟市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定代表保護者(請求者)

フリガナ	ニイガタ タロウ	認定 子どもの 続柄	父	生年月日	○ 年 ○ 月 ○ 日
氏 名	新潟 太郎	〒	000-0000	現 住 所	新潟市○区○丁目○番○号
		電話	000 - 0000 - 0000		

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

児童 氏名	フリガナ	ニイガタ ハナコ	生年月日	○ 年 ○ 月 ○ 日
		認定番号	12345	

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	○○コドモエン	所 在 地	〒
施設 名	○○こども園	(所在地を確かめるため記入)	電話:

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

区分	金融機関名	預 金 種 目	■ 普通 □ 当座
■ 新規	銀行・信用金庫	支店	口座 番 号
□ 変更	農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)
□ 継続			二桁 900

※1 区分が新規または変更の場合は、通帳の写し等、口座情報が確認できる書類を添付してください。

「施設等利用認定決定通知書」に記載されている代表保護者氏名・認定者番号を記載してください

振込先口座について☑を入れてください。はじめて請求する場合は「新規」、既に届け出ている口座を変更したい場合は「変更」、前回の振込先と同じ口座を継続したい場合は「継続」です。「新規」または「変更」に☑した場合は通帳の写しなど口座番号が確認できるものを添付してください。

口座名義が請求者と異なる場合、委任状が必要です

(裏面)

5.請求額

利用月	利用日数	在籍園の預かり保育事業		
		①	②	③
		施設に支払った利用料	無償化上限額	請求額
特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼提供証明書の「提供日数」特定子ども・子育て支援活動助成金の額を記入	下記「無償化上限額早見表」の金額を転記	①、②のいずれか低い方の額を記入		
令和○年○月	20 日	4 5 0 6 円	9 8 0 0 円	4 5 0 0 円
年 月 日		円	円	円
年 月 日		円	円	円

■無償化上限額早見表（預かり保育用）

利用日数	無償化上限額	
	新2号認定（3～5歳児）	新3号認定（0～2歳児）
1日	490円	490円
2日	980円	980円
3日	1,470円	1,470円
4日	1,960円	1,960円
5日	2,450円	2,450円
6日	2,940円	2,940円
7日	3,430円	3,430円
8日	3,920円	3,920円
9日	4,410円	4,410円
10日	4,900円	4,900円
11日	5,390円	5,390円
12日	5,880円	5,880円
13日	6,370円	6,370円
14日	6,860円	6,860円
15日	7,350円	7,350円

■無償化上限額

利用日数	無償化上限額	
	新2号認定（3～5歳児）	新3号認定（0～2歳児）
16日	7,840円	7,840円
17日	8,330円	8,330円
18日	8,820円	8,820円
19日	9,310円	9,310円
20日	9,800円	9,800円
21日	10,290円	10,290円
22日	10,780円	10,780円
23日	11,270円	11,270円
24日	11,760円	11,760円
25日	12,250円	12,250円
26日	12,300円	17,700円
27日	12,300円	17,700円
28日	12,300円	17,700円
29日	12,300円	17,700円
30日	12,300円	17,700円
31日	12,300円	17,700円

転記

施設発行の「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼提供証明書」の「提供日数」と「費用」を転記してください

【提供証明書】

特定子ども・子育て支援内容 ※2にレを記入	提供した日（提供日数） ※1	提供時間帯 ※2	費用 ※3
☐ 認可外保育施設 ☒ 預かり保育事業 ※1 ☐ 一時預かり事業 ☐ 病児保育事業 ☐ 子育て援助活動支援事業	1 日 ～ 31 日 20 日	15 : 00 ～ 19 : 00	4,500 円

※2：無償化上限額は、利用日数25日以下は490円×利用日数、26日以上は月額12,300円（新3号は17,700円）

※3：お子様の認定の種別（新2号・新3号）は「施設等利用給付認定決定通知書」に記載されています。

6 償還払い請求フロー

